なお、経常ＪＶにあっては、構成員のうちの１社が上記(a)から(d)までの基準をすべて満たす配置予定技術者を当該工事の現地に専任で配置できるとともに、その他の構成員も主任技術者を当該工事の現地に専任で配置できること。

また、申請書及び資料の提出時に配置予定技術者の候補者を特定できない場合は、複数の候補者とすることができるが、上記の基準を満たすことが確認できない候補者がいた場合は、その候補者以外の者を配置予定技術者とすることで競争参加資格を認めるものとする。

(7)から(12)までは、第１号２(6)から(11)までに同じ。

3　総合評価に関する事項

(1)　入札に関する事項

(a)　「工事目的物の性能・機能の向上に関する事項」を評価項目とし、具体的には以下のとおりである。

(ｱ)　覆工コンクリート（インバート・坑門工は除く。）の品質の確保、向上のための施工方法の工夫とその効果

(ｲ)　一次支保工（Ｄ３ａ－Ｆ）における施工方法の工夫とその効果

(b)及び(c)は、第１号３(1)(b)及び(c)に同じ。

(2)　提案について

(a)　入札説明書に記載された要求要件を実現できると認められる場合には、標準点として100点を与えるものとし、「覆工コンクリート（インバート・坑門工は除く。）の品質の確保、向上のための施工方法の工夫とその効果」及び「一次支保工（Ｄ３ａ－Ｆ）における施工方法の工夫とその効果」についての評価の配点は、それぞれ30：20とし指定テーマの得点（素点）の合計点を技術評価点とする。

(b)は、第１号３(2)(b)に同じ。

(3)及び(4)は、第１号３(3)及び(4)に同じ。

4　入札手続等

(1)から(4)までは、第１号４(1)から(4)までに同じ。

(5)　入札書の提出方法及び入札・開札の日時並びに場所　入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は、書面により持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

(a)から(c)までは、第１号４(5)(a)から(c)までに同じ。

(d)　開札は、平成25年７月１日午後３時30分近畿地方整備局総務部契約課入札室にて行う。

5は、第１号５に同じ。

6　Summary

(1), (2), (4), (5), (6)　the same with notice above (No. 1)

(3)　Subject matter of the contract : Construction work of the Anjyo Iwade (East side) Tunnel in Kihokunisi Road

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 25 年３月 15 日

（契約責任者）

中日本高速道路株式会社

東京支社長　奥脇　郁夫

◎調達機関番号　418　◎所在地番号　13

1　工事概要

(1)　品目分類番号　41

(2)　工事名　新東名高速道路　新駒門東第二高架橋他３橋（下部工）工事（電子入札（郵送入札）対象案件）

(3)　工事場所　自）静岡県御殿場市駒門

至）静岡県御殿場市駒門

(4)　工事内容　本工事は、橋梁下部工（４ヵ所－延長約1,500m）を含む延長約900mの土木工事である。

(5)　工事概算数量

橋梁下部工　４ヵ所―1,496.8m

新駒門東第一高架橋―302.0m

新駒門東第二高架橋―470.0m

新駒門東第三高架橋―1,018.0mのうち136.0m

御殿場ＪＣＴ・Ｃランプ第二橋―663.3mのうち588.8m

橋脚　24基

橋台　１基

基礎工

約1,400m（場所打ち杭：φ　1,500㎜　～　2,000㎜）

約80m（深礎杭：φ2,500）

約310m（大口径深礎杭：φ　6,000㎜　～　8,500㎜）

(6)　工期　契約締結日の翌日から900日間

(7)　使用する資機材

コンクリート　約40,000㎥

鉄筋　約7,200ｔ

型枠　約19,000㎡

(8)　本工事は、すべての入札参加者から単価表の提出を求める工事である。

(9)　本工事は、入札時に入札説明書の設計図書に参考として示した図面及び仕様書において、あらかじめ指定する範囲についての工事目的物、施工方法及び仮設設備計画に関する改善提案（以下「技術提案」という。）及び総合評価提案資料を求め、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用工事である。

(10)　本工事は、資料の提出・入札等を原則として電子入札システムで行う対象工事であり、当社ホームページに掲載の電子入札（郵送入札）運用マニュアルを適用する。なお、電子入札によりがたいものは、電子入札（郵送入札）運用マニュアルに基づき契約責任者に届出を行い郵送による紙入札方式によることができる。

(11)　本工事の契約の締結は電子契約による。ただし、外国の企業で日本国内における商業登記が未登記により電子証明書を取得できない場合はこの限りではない。（詳細は入札（見積）者に対する指示書を参照）

(12)　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の適用工事である。なお、入札時に施工方法等の提案を行い、その提案が採用された場合には、採用された提案に対する再度の提案は受け付けない。

2　競争参加資格　次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると東京支社長に認められた者とする。

(1)　「中日本高速道路株式会社契約規則」（中日本高速道路株式会社規程第25号）第11条の規定に該当しない者であること。

(2)　競争参加資格要件

①　単体の場合　「土木工事」において、「平成23・24年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」の参加資格を有し（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、当社が別に定める手続きに基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。）、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,320点以上を有している者（上記の再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,320点以上であること。）であること。ただし、「平成25・26年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」の「土木工事」の参加資格を開札時に有することを条件とする。なお、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点は問わないものとする。

②　特定建設工事共同企業体を構成する場合　「土木工事」において、開札時に「平成23・24年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」の参加資格を有し（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、当社が別に定める手続きに基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。）、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,320点以上ある２者で構成された特定建設工事共同企業体であること。ただし、「平成25・26年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」の「土木工事」